平成２５年（フ）第１６５０号
大阪府枚方市山之上５丁目24番12号
債務者　林　　正章
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１６号
大阪市淀川区西三国３丁目４番６号
債務者　田中　宏征
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４３号
大阪市西成区岸里東１丁目15番８号　丸栄マンション201
債務者　髙梨　直美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６６号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番５―704号
債務者　長家　宗夫
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１０号
大阪市浪速区幸町１丁目４番５―506号
債務者　瀧口ナジェーズダ
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１４号
大阪市旭区大宮４丁目７番25号
債務者　安藤　一哉
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５０号
大阪市住吉区南住吉１丁目21番１―104号
債務者　益田　宜典
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目14番31号
フェリーチェ六万寺106号
債務者　尾北　英昭
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８０号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番５号　グランソシエ浪速Ⅱ701ｄ号
債務者　笠谷　勇蔵
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２８９号
大阪市旭区清水２丁目18番30号　第２松山ハイツ205号
債務者　金嶋和子こと　林　　和子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３０８号
大阪府八尾市大字大窪414番地
債務者　前原　昌子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１５号
大阪府東大阪市足代北１丁目５番18―505号
債務者　金　　善姫
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３１号
大阪府枚方市春日元町２丁目32番10―302号
債務者　山谷妙美恵
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３２号
大阪府交野市星田４丁目７番８―106号
債務者　辻内　　妙
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３３号
大阪府摂津市千里丘１丁目12番11―303号
債務者　小濱　　明
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０号
熊本市東区山ノ内２丁目３番33号
債務者　大山　　末廣
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１１号
熊本県菊池郡大津町大字大津1408番地　鍛冶の上団地２―２―１、前住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1246番地
債務者　工藤　康弘
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
山口県防府市大字田島1806番地の３
債務者　松下美佐子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係